

**令和8年度 長野県の障がい者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針**
～誰もが力を発揮できる社会の実現に向けた長野県の応援宣言！～

令和8年4月13日制定

障害者優先調達推進法に基づく取組に係る庁内連絡会議

1 趣旨

障がいのある方々が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、そのためには、障がいのある方々が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する等、障がい者の就労を支援するための仕組みを整えていくことが求められています。

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定により、以下の取組を推進するために必要な措置を定めるものです。

- 県が率先して障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）を調達し、障がいのある方々の多様な就労機会の確保と自立を促進する。
- 優先調達を選択することは、地域内の経済循環を高め、信州のゆたかな未来を創る「しあわせバイ信州運動」の一環であり、その取組を通じて、人や社会、地域、環境に配慮されたものを選んで消費する「エシカル消費」の実践と普及の拡大を図る。

2 長野県のめざす姿

令和6年3月策定の「長野県障がい者プラン2024」に基づき、障がいのある人がその希望、能力、適性等に合った仕事を選択し、自らの力を発揮して働き続けられる環境づくりを進め、“誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる社会”を目指します。

3 本方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、県の全ての機関（警察本部含む）が発注する物品等とします。

4 調達の対象となる施設

（1）障害者優先調達推進法の対象となる障がい者就労施設等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所・施設等（別表1 参照）

- ① 就労移行支援事業所
- ② 就労継続支援事業所（A型、B型）
- ③ 生活介護事業所
- ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- ② 重度障がい者多数雇用事業所
※以下の要件を全て満たすこと
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者の割合に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 対象品目の分類

対象品目の分類は、別表2のとおりとします。

6 随意契約による調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等と随意契約により契約を締結するものとします。

4（1）の施設等からの調達にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を活用します。

7 調達の推進方法

(1) 推進体制

県の全ての機関の課（所）※長を「推進責任者」、経理担当者を「推進担当者」とし、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めます。※課（所）の事例：○○地域振興局○○課、本庁○○部○○課

また、障害者優先調達推進法に基づく取組に係る庁内連絡会議幹事会（くらし安全・消費生活課、障がい者支援課、労働雇用課、契約・検査課）を「調達推進事務局」とし、県機関への積極的な情報提供及び障がい者就労支援施設等への支援を進めます。

(2) 推進する取組

① 行動指針の策定

県の全ての機関は年度ごとに行動指針を策定し、前例にとわられることなく障がい者就労施設等からの物品等の調達に取り組みます。

② 優先調達に関する情報提供

- ・ 調達推進事務局は、課（所）に対し、優先調達の趣旨や目指す姿を周知し、取組の意義の理解促進を図ります。

- ・ 調達推進事務局は、障がい者就労施設等から調達可能な物品等やその調達方法（共同受注※含む）を周知します。*共同受注：小規模の障がい者就労施設が単独での受注が困難な場合、複数の施設で受注すること。発注は「共同受注窓口」を活用。
- ・ 調達推進事務局は、年度ごとに優先調達実績の分析を行い、分析結果を県の全ての機関に共有して更なる調達推進を図ります。

③ 障がい者就労施設等への支援

障がい者支援課は、「福祉就労強化事業」により以下の支援を行います。

- ・ 障がい者就労施設の販路拡大及び受注機会の確保を支援します。
- ・ 専門家による技術指導やセミナーの開催等により、物品の生産体制やサービス等の質の確保・向上を後押しします。
- ・ 共同受注窓口協議会を開催し、関係団体に調達推進を呼びかけます。

8 調達目標額

令和8年度の目標額については、令和7年度の調達実績額を上回る額とし、目標達成に向けて取り組んでまいります。

なお、目標額達成のため、各所属においては以下の手段を積極的に活用してください。

- ・ 前年度、障がい者就労施設等からの調達実績がない所属については、1か所以上の障がい者就労施設等から物品又は役務の調達を行うことを目指す。
- ・ 定例的な契約について、障がい者就労施設等から調達できるものがないか検討する。特に、トイレトペーパーの購入や清掃委託の調達を積極的に検討する。

9 市町村や民間等への波及の取組

障がい者就労施設等からの調達の更なる推進のため、以下の事項に取り組めます。

(1) 市町村等との連携

調達推進事務局は、市町村、地方独立行政法人長野県立病院機構及び公立大学法人長野県立大学への情報提供等を通じて、障がい者就労施設等からの調達が全県的に推進されるよう努めます。

(2) 民間企業への取組拡大

民間企業においても障がい者就労施設等からの物品等の調達が促進されるよう、企業に対し障がい者就労施設等における調達可能な物品等の情報を提供するなど、必要な取組を行います。

(3) 指定管理施設における取組促進

指定管理者制度を導入している県立施設の指定管理者に対しても、当該施設における障がい者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めます。

(4) 個人等の私的購入等における取組促進

職員個人や親睦団体等での物品等の購入においても、障がい者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めます。

【別表1】 調達先の分類

区分	施設等	適用
a	就労継続支援事業所 (A型、B型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所に斡旋・仲介する業務を行う。 ※ 長野県では（特非）長野県セルフセンター協議会。
c	特例子会社	障がい者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障がい者多数雇用事業所	重度身体障がい者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者
	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体

※ 「区分(a,b,c)」は、障害者優先調達推進法第7条に基づき、県の調達実績を厚生労働省に報告する時に使用します。

【別表2】物品・役務の品目

	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、米、野菜、お茶など
	③ 小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、各種記念品、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務 (サ ー ビ ス)	① 印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷 など
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃、施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理 など
	④ 情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起こし など
	⑤ 飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、アート、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等、上記以外のサービス

県内に広がる支援の取組

県は、毎年度の調達方針を定め、全庁的取組を行ってきた結果、発注者である県機関や市町村だけでなく、受注者である障がい者就労施設等においても創意工夫を凝らした取組が徐々に拡大してきています。

令和8年度は、こうした取組を更に加速して、障がいのある方々の自立支援に努めてまいります。

【取組事例】

- ・ 障害者週間（毎年12月3日～9日）の街頭啓発事業において、啓発チラシや障がい者就労施設が作成した物品を配布
- ・ 主催行事等で使用する記念品等を、障がい者就労施設等に発注
- ・ 事業所と情報共有を徹底するため定期的な情報交換会を実施
- ・ 事業所の共同販売会を定期的開催
- ・ 市町村に対し予算編成方針に障がい者就労施設等からの調達への配慮を明記するよう働きかけ（担当者会議等で）
- ・ 会議の昼食を障がい者就労施設等に発注
- ・ 課（所）の親睦会で行った忘年会等の景品を障がい者就労施設等に発注
- ・ 障がい者就労施設等やセルフセンターが製作等を行う物品等を県機関や市町村に対し説明・PR
- ・ 障がい者就労施設等の販売エリアの拡大、新商品開発の検討 等